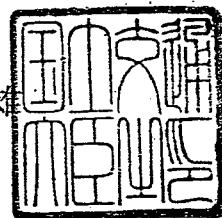


国住指第2361号
平成17年12月12日

社会資本整備審議会
会長 森 下 洋 一 殿

國 土 交 通 大 臣
北 側 一 雄



諮詢問

下記の事項について、御意見を承りたい。

記

建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について

以上

詰 問

建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について

詰問理由

今般、一級建築士による構造計算書の偽装により、多数のマンション等の耐震性に大きな問題がある事実が判明し、多数の住民の安全と居住の安定に重大な支障が生じているほか、国民の間に建築物の耐震性に対する不安が広がっている。

構造計算書の偽造を元請設計者だけでなく、指定確認検査機関・指定住宅性能評価機関や建築主事も見抜けなかったことから、建築確認・検査制度等への信頼が大きく揺らいでいることは、極めて重大な問題である。

このような事態を踏まえ、建築基準法、建築士法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律を中心とする建築物の安全性確保のための制度について総点検を行い、再発防止策を検討するとともに、国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、消費者保護のための制度の見直しが急務とされている。

以上の観点から、現行の建築行政上の諸課題を見ると、次のような課題がある。

第一に、建築確認・中間検査及び住宅性能評価の過程において構造計算書の偽装が見抜けなかったことから、建築確認、中間検査及び住宅性能評価における審査・検査の徹底を図るための方策を検討する必要がある。

第二に、これまで指定確認検査機関等に対する定期的な立入検査においては指定基準への適合状況などの形式的な検査にとどまっていたが、一部の指定確認検査機関等における建築確認・検査において多くの偽装物件が見過ごされたことから、具体的な個別物件の審査状況について抽出調査を行うなど、指定確認検査機関等に対する行政の監督を厳正化する必要がある。

第三に、本年6月24日の指定確認検査機関の行った建築確認の処分について地方公共団体に国家賠償法上の被告適格を認める旨の最高裁判決を踏まえ、地方公共団体の責任のあり方、指定確認検査機関に対する監督のあり方など確認検査の仕組みの見直しが求められている。

第四に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅を新築する建設工事の請負人及び新築住宅の売主は10年間の瑕疵担保責任を負うこととされているが、会社が倒産等した場合の対策が十分とは言えない状況であることから、瑕疵担保責任が確実に果たされるための措置の充実・強化を図る必要がある。

第五に、今般、構造設計図書の作成を請け負った一級建築士資格者が構造計算書の悪質な偽装を繰り返し、元請設計者においてもこれを看過してきたことを重く受け止め、違反を行った者に対する処分の厳格化や罰則の強化など建築士資格制度の見直しを図る必要がある。

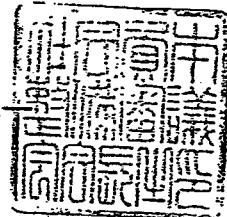
これが、今回の諮問を行う理由である。

国社整審第16号
平成17年12月12日

建築分科会

分科会長 村上 周三 殿

社会資本整備審議会
会長 森下 洋



建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について

平成17年12月12日付国住指第2361号により当審議会に諮問された「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項により、建築分科会に付託します。

社会资本整備審議会建築分科会
基本制度部会 委員名簿

委 員	久保 哲夫	東京大学大学院教授
	櫻井 敬子	学習院大学教授
	村上 周三	慶應義塾大学教授
臨時委員	青木 宏之	(社) 全国中小建築工事業団体連合会副会長
	小幡 純子	上智大学教授
	笹田 己由	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
	藤本 昌也	(株) 現代計画研究所代表取締役
	古阪 秀三	京都大学大学院助教授
専門委員	梶山 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
	安部 重孝	NPO法人建築技術支援協会理事・建築部会長
	飯塚 悅功	東京大学大学院教授
	岡本 宏	(社) 建築業協会設計部会長・資格制度対応部会長
	梶山 修	東京都都市整備局長
	金指 潔	(社) 住宅生産団体連合会監事
	木原 碩美	(社) 日本建築構造技術者協会副会長
	栗原 清	(社) 不動産協会マション・戸建住宅事業委員会委員長
	阪倉 嘉一	大阪府建築都市部長
	島野 康	(独) 国民生活センター相談調査部長
	仙田 満	(社) 日本建築家協会副会長
	高谷 進	元日弁連住宅紛争処理機関検討委員会委員長
	野村 昭典	日本労働組合総連合会 建設連合書記長
	松本 光平	明海大学教授
	三栖 邦博	(社) 日本建築士事務所協会連合会常任理事
	向 殿 政男	明治大学理工学部教授
	山 内 泰之	(独) 建築研究所理事長
	吉田 浩二	(社) 日本損害保険協会常務理事